

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

〔 主な実施機関
県（都市計画課、建築指導課、住宅課）、市町 〕

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

県、市町等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

県、市町等は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

県、市町等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

県及び市町は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）住居系用途地域の指定

市町は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

（3）防火地域、準防火地域の指定

市町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（4）地区計画による防災まちづくり

市町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（5）市街地再開発事業

県、市町等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（6）災害に強いまちづくり

市町は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

（7）住宅地区改良事業

市町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（8）宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

第2節 建築物等災害予防計画

地震による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、公共建築物の耐震性を確保するとともに、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく県耐震改修促進計画の策定及び同計画による耐震改修等の推進に努めるものとする。

主な実施機関

県（財産経営課、営繕課、危機管理課、建築指導課、住宅課、教育委員会）、
警察本部、市町

1 公共建築物等の災害予防

- (1) 県は、震災時において応急対策活動の拠点となる県有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

① 防災上重要建築物の指定

- ・ 災害応急対策指揮・実行、_____ 本庁舎、合同庁舎、土木事務所、
情報伝達等施設 _____ 保健福祉事務所、港湾管理事務所、下水道処理施設
- ・ 避難収容施設 _____ 県立学校、体育館、その他主要施設
- ・ 救護施設 _____ 病院
- ・ 要援護者施設 _____ 社会福祉施設

② 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。また、耐震診断の結果等については、ホームページなどを通じ、情報提供を行うよう努めるものとする。

③ 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

④ 緑化の推進

災害時の避難場所となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所の安全性を確保する。

- (2) 県は、多数の者が利用する県有施設について、震災時に多大な被害の発生するおそれがあることから、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。

- (3) 県は、上記(1)及び(2)に掲げた施設以外の県有施設についても、計画的な耐震化に努める。

特に、県立学校等の教育施設については、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には児童生徒等の応急教育の確保や地域住民の応急的な避難所となりうることから、優先的に耐震診断、耐震補強工事等の耐震化に努める。

- (4) 県は、県有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。また、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。特に、防災上重要建築物については、十分配慮する。

- (5) 県は、県有施設における避難経路の確認を行うとともに、発災後の移動経路の確保を行うため、建物の出入り口や通路の点検を行い、支障となる物品等の移動を確実に行う。また、書棚

やキャビネット等のオフィス家具やOA機器等の転倒・落下防止対策を講じる。

- (6) 警察本部は、災害時において地区の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。
- (7) 市町は、県が行う耐震化事業に準じて、自らが管理する公共施設について耐震診断、耐震補強工事等を推進するとともに、非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。なお、老朽化の兆候が認められる場合には、安全確保対策を進めるものとする。また、震災時に避難場所となる公共施設の周辺について、緑化の推進、緑地整備を行い、避難場所の安全性を確保する。
- (8) 県及び市町は、学校、社会福祉施設、病院、保育所等の公共的施設管理者に対し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。

2 一般建築物等の災害予防

(1) 防災知識の普及

県及び市町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

(2) 耐震化の促進

県及び市町は、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

(3) 特殊建築物の防災指導

県及び高松市は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の利用者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

(4) 違反建築物の指導

県及び高松市は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

(5) がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

県及び市町は、がけの崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、既存住宅に対しては、補助事業の活用により移転の促進を図る。

(6) 落下物による危害防止

県及び高松市は、建築物の屋根ふき材、外装材、看板及び窓ガラス等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

(7) ブロック塀等の倒壊防止

県及び高松市は、ブロック塀等の倒壊事故を防止するために、その所有者等に対して必要な指導及び啓発を行う。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯施設又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行う

よう努めるものとする。

(8) 地震保険の普及

県及び市町は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅・生活再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

3 家具等の転倒防止対策

県及び市町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。

県民は、家具の転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

4 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、地震により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第3節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（森林・林業政策課、技術企画課、河川砂防課、建築指導課）、市町 〕

1 土砂災害・山地災害の災害予防対策

(1) 県は、土砂災害・山地災害における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

① 砂防関係事業

県内にある土砂災害警戒区域 8,048 箇所（土石流 3,272 箇所、急傾斜地の崩壊 4,653 箇所、地すべり 123 箇所）及び土砂災害特別警戒区域 6,623 箇所（土石流 2,329 箇所、急傾斜地の崩壊 4,294 箇所）について、土砂災害を未然に防止するため、優先度の高いところから砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地滑り対策事業等を実施している。

② 治山事業

県内の民有林に 3,407 箇所（崩壊土砂流出危険地区 2,096 箇所、山腹崩壊危険地区 1,309 箇所など）及び国有林に 126 箇所（崩壊土砂流出危険地区 69 箇所、山腹崩壊危険地区 57 箇所）ある山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。

(2) 砂防施設等の管理者は、既設構造物について常時点検を行い施設の機能の維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については補修、補強等整備を行い、地震による土砂災害の防止を図る。

(3) 県及び市町は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で居住する住民の被害の防止に努める。

(4) 市町は、土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段などをあらかじめ定めるなど土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

(5) 県は、地震発生後の余震、豪雨等による土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。

2 液状化等災害の予防対策

(1) 県は、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所を始めとして、液状化や地盤沈下の恐れのある箇所を把握するため、浅部の地盤データについて収集・整理を図るとともに、地盤の液状化等による災害を防止するため、液状化等のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。

(2) 県及び市町は、埋立地などに重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水などの地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。

(3) 市町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

(4) 県及び市町は、公表した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを

もとに大規模盛土造成地の適切な点検や管理を行うよう、周知・啓発に努める。

〔参考資料〕

- 4－ 6 土砂災害警戒区域一覧
- 4－ 7 地すべり危険箇所
- 4－15 山腹崩壊危険地区
- 4－16 崩壊土砂流出危険地区

第4節 火災予防計画

地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の指導を徹底するとともに、消防力の増強、消防水利の整備等を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導等

- ① 県及び市町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車、防災ヘリコプター等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- ② 市町は、住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- ③ 市町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備され、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

- ① 市町は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。
- ② 市町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- ③ 市町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏洩、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 消防力の強化

- (1) 市町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防職員・団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実に努めるとともに、消防団の装備等の整備充実及び消防団の強化を積極的に進める。
- (3) 市町は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

3 消防水利の整備

- (1) 市町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。
- (2) 市町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第5節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

（ 主な実施機関
県（危機管理課、薬務課）、市町、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部 ）

1 概 要

本県には、消防法に基づく危険物施設が 3,672 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所が延べ 480 事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が 89 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

県、市町、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- ・ 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- ・ 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

3 資機材の整備等

市町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

4 防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

県及び市町は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

〔参考資料〕

- 5－ 1 危険物施設
- 5－ 2 高圧ガス関係事業所
- 5－ 3 火薬類関係営業者
- 5－ 4 毒物劇物営業者
- 5－ 5 毒物劇物製造所等の地震対策指針
- 5－ 6 石油基地防災計画

第6節 公共施設等災害予防計画

地震による公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

主な実施機関

県（森林・林業政策課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、高松空港事務所、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)

1 道路施設

- (1) 道路管理者等は、道路施設について、耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設について、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行い、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。
- (2) 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施や、主要な道路について代替路を確保するための道路整備に努める。
- (3) 警察本部は、交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。
- (2) 県は、主要河川において、災害時の拠点となる水防機能等を備えた河川防災ステーションの整備に努める。

3 港湾及び漁港施設

- (1) 港湾管理者は、震災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、港湾施設について耐震性を強化するとともに、防災上重要な高松港等において、耐震強化岸壁や緊急輸送路に指定されている臨港道路、電源浸水対策施設の整備に努める。また、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等についても整備に努める。
- (2) 漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

4 海岸保全施設

海岸管理者は、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所か

ら計画的に海岸保全施設の整備を行うよう努める。

5 ため池等農地防災施設

- (1) 県、市町、土地改良区等は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。
- (2) 県及び市町は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 市町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のＩＣＴ機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- ・ 鉄道施設について、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- ・ 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- ・ 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- ・ 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。

7 空港施設

空港施設の管理者は、地震による被害を最小限にとどめて空港機能を維持するため、航空局から出される各種基準等に基づき施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、震災時の応急復旧体制の整備に努める。

8 廃棄物処理施設

市町は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

9 放送施設

放送事業者は、震災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。

第7節 ライフライン等災害予防計画

地震による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、地震・津波被害想定等を活用し、主要設備の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、県とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

主な実施機関

県（下水道課）、市町、香川県広域水道企業団、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、(独)水資源機構、四国電力(株)香川支店、四国電力送配電(株)高松支社、中国電力(株)岡山支社、中国電力ネットワーク(株)、四国ガス(株)高松支店、N T T西日本(株)香川支店、(株)N T Tドコモ四国支社

1 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に耐震化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、地震による被害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

水道事業者及び工業用水道事業者は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体

制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

5 下水道施設

県及び市町は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第8節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、道路課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 消防施設等

- (1) 市町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 市町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

〔参考資料〕

- 7－ 1 消防本部現勢
- 7－ 2 消防団現勢
- 7－ 3 消防水利の現況
- 7－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

2 通信施設等

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
 - ・ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
 - ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
 - ・ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ・ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ・ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
 - ・ 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の

取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

- ・ 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ・ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ・ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

- （２）市町は、地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

〔参考資料〕

- ８－ １ 香川県防災情報システム
- ８－ ２ 香川県防災行政無線施設
- ８－ ３ 市町防災無線通信施設
- ８－ ４ 香川県警察無線局（防災相互通信用無線）
- ８－ ５ 香川県非常通信協議会所属無線局
- ８－ ６ 孤立防止用衛星電話装置
- ８－ ７ 災害対策用移動通信機器無償貸与制度
- ８－ ８ 災害対策用移動電源車貸与制度
- ８－ ９ 香川県地方通信ルート

３ 広域防災拠点等

県は、平時には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、県庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

４ その他施設等

- （１）県及び市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- （２）県及び市町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- （３）県は、空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- （４）道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

- 7－ 5 香川県防災資機材保有状況
- 16－ 2 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 16－ 3 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 16－ 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等
- 16－ 7 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 17－ 13 地震防災緊急事業五箇年計画

第9節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

〔 主な実施機関
県（情報システム課、危機管理課）、市町、防災関係機関 〕

1 職員の体制

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- (2) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 県及び市町は、知事と各市町長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 県及び市町は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (5) 県及び市町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる

体制を整備するものとする。

- (6) 県は、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市町へ派遣する体制を整備する。
- (7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (8) 県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- (9) 県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (10) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。
- (11) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (12) 市町は、市町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (13) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。
- (14) 県は、非常通信協議会等を通じて、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努める。

3 民間事業者との連携

- (1) 県及び市町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。
- (2) 県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。
- (3) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

5 基幹情報システムの機能確保

- (1) 県は、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）について、転倒防止、行政データのバックアップなどの安全対策を実施する。
また、情報システム基盤が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。
- (2) 市町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

6 広域防災活動体制の整備

- (1) 県は、大規模災害時に、県内外からの広域的な応援が迅速・円滑に受けられ、被災地域における応急活動が効果的に実施できるよう、広域的な視点に立った防災拠点のあり方について検討を行うとともに、広域防災活動体制の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。
- (3) 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

7 複合災害への対応

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 県、市町及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－ 1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 2－ 2 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 2－ 3 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定
- 2－ 4 危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定・同実施細目
- 2－ 5 大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書
- 2－ 6 防災相互応援協定（岡山県）
- 2－ 7 災害時の相互応援に関する協定書（県内 8 市 9 町及び県）
- 2－ 8 香川県消防相互応援協定
- 2－ 9 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2－10 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
- 2－11 岡山県・香川県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- 2－12 災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書
- 2－25 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－26 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書
- 2－27 災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書
- 2－28 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書
- 2－29 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書
- 2－110 四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ（四国地方整備局）
- 2－111 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（四国地方整備局）
- 2－139 災害時における施設使用等に関する協定
- 17－14 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第10節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

主な実施機関
県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、
市町、(独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部

1 初期医療体制の整備

- (1) 市町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- (2) 関係機関は、市町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用を図る。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 県及び市町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。
- (2) 県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

3 医薬品等の確保

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。国、他県等からの支援医薬品等の受入れ、搬送の拠点は、本章第13節の「一次（広域）物資拠点」とする。

4 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。

6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

- (1) 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を保健所や市町と連携し、遅滞なく行うための体制を整備するものとする。
- (2) 県は、平時から保健医療福祉活動チーム、保健所、市町等と合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。
- (3) 県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調

整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

7 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備

県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努めるものとする。

8 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の整備

県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

9 災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－83 香川D P A Tの出動等に関する協定書
- 2－84 香川県におけるD P A Tの派遣に関する協定書
- 2－85 香川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書
- 2－87 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書
- 2－88 災害時における一般用医薬品等の確保に関する協定書
- 2－89 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書
- 2－90 災害時における医療機器等の供給に関する協定書
- 2－91 航空搬送拠点臨時医療施設の運用に関する申し合わせ
- 9－ 1 香川県医療救護計画
- 9－ 2 災害時の連絡調整体制
- 9－ 3 （広域）救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 9－ 6 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）
- 9－ 7 （香川県医薬品卸業協会）災害時用流通備蓄医薬品等リスト
- 9－ 8 災害時の血液の確保系統図
- 9－ 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 10－6 災害拠点精神科病院の指定

第 1 1 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関
県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、高松空港事務所、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

県及び市町は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

（1）道路

- ① 第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第 2 次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- ③ 第 3 次輸送確保路線（第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路）

（2）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

（3）空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

2 物資輸送体制の整備

- （1）県は、一次（広域）物資拠点から二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- （2）市町は、二次（地域）物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- （1）道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備え、応急復旧体制の確立を図る。
- （2）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- （3）警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4 民間事業者との連携

- (1) 県及び市町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 道路啓開計画の策定

県は、防災関係機関と連携し、大規模地震発生の際、県内で必要となる道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、優先的に啓開する路線や実施方法等を定めた、香川県道路啓開計画を策定し、定期的な見直しを行うものとする。

【第 1 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
四国横断自動車道（高松自動車道）	東かがわ市坂元～観音寺市豊浜町、坂出市（坂出 JCT～坂出 IC）
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出 IC
国道 11 号	東かがわ市坂元～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町
国道 30 号	高松市鍛冶屋町～玉藻町
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市原田町～まんのう町買田
国道 193 号	高松市上天神町～三木町
国道 318 号	東かがわ市（全線）
国道 436 号	土庄町吉ヶ浦～土庄町甲、土庄町甲～小豆島町安田
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
県道三木国分寺線	高松市中間町
県道高松王越坂出線	高松市西町～香西北町
県道坂出港線	坂出市寿町～富士見町
県道丸亀詫間豊浜線	観音寺市観音寺町～豊浜町姫浜、丸亀市天満町～昭和町、三豊市詫間町詫間
県道詫間琴平線	三豊市詫間町詫間～高瀬町新名
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手（全線）
県道高松善通寺線	坂出市寿町～常盤町
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前
県道白鳥引田線	東かがわ市引田
県道大内白鳥インター線	東かがわ市三本松～川東
県道中徳三谷高松線	高松市木太町～林町
県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井
県道高松空港線	高松市香南町（全線）
県道石田東志度線	さぬき市志度
県道高松東港線	高松市朝日町
県道高松坂出線	高松市香西北町～坂出市林田町（全線）
県道高松停車場栗林公園線	高松市西内町～錦町
県道衣掛郷東線	高松市郷東町～鶴市町
県道檀紙鶴市線	高松市鶴市町～檀紙町（全線）
県道山崎御厩線	高松市中間町～檀紙町
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町
県道林田府中線	坂出市林田町～加茂町
県道瀬居坂出港線	坂出市西大浜北～番の州町
県道川津丸亀線	宇多津町～丸亀市昭和町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬～大見
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町詫間
県道本町小瀬土庄港線	土庄町甲
臨港道路石油基地本線	高松市朝日町
市道郷東中央線	高松市郷東町
市道高松海岸線	高松市西町～朝日町
市道高松海岸 2 号線	高松市朝日町～春日町

路 線 名	区 間
市道屋島東山崎線	高松市屋島西町～春日町
市道朝日町仏生山線	高松市福岡町
市道福岡林線	高松市福岡町～木太町
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐
市道吉光高根線	高松市香南町由佐
市道昭和町田村線	丸亀市天満町～田村町
市道番の州南北幹線	坂出市番の州町～番の州緑町
市道常盤御供所線	坂出市常盤町～御供所町
市道宮下西大浜北線	坂出市中央町～築港町
市道西大浜北 2 号線	坂出市西大浜北
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～池之尻町
市道駅池連絡 1 号線	観音寺市池之尻町
市道高速連絡 1 号線	観音寺市池之尻町
市道駅池連絡 2 号線	観音寺市池之尻町
市道高速道路 2 号線	観音寺市池之尻町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第 1 次輸送確保路線と同等扱いとする。

(高松港(朝日地区の①及び朝日 C 地区)、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、丸亀港、詫間港、観音寺港)

【第 2 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
国道 436 号	小豆島町安田～福田
県道丸亀三好線	琴平町五條
県道観音寺池田線	観音寺市本大町～三豊市財田町財田上
県道三木国分寺線	高松市三谷町～三名町
県道三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶(全線)
県道高松王越坂出線	高松市亀水町、坂出市江尻町
県道善通寺府中線	丸亀市飯山町、坂出市府中町新宮～府中町石井
県道坂出港線	坂出市久米町、坂出市入船町
県道坂出停車場線	坂出市元町
県道丸亀詫間豊浜線	丸亀市昭和町～三豊市詫間町、三豊市仁尾町～観音寺市観音寺町
県道善通寺大野原線	善通寺市与北町～南町 2 丁目
県道善通寺多度津線	善通寺市上吉田町～稲木町、善通寺市生野町～上吉田町、多度津町葛原～栄町
県道土庄福田線	土庄町淵崎
県道高松善通寺線	高松市中新町～坂出市寿町、坂出市常盤町～丸亀市原田町
県道豊中三野線	三豊市豊中町笠田笠岡～豊中町比地大
県道高松牟礼線	高松市高松町～庵治町浜
県道三木津田線	さぬき市寒川町神前
県道三木牟礼線	三木町氷上～高松市牟礼町
県道小菰前田東線	三木町池戸
県道中徳三谷高松線	高松市中新町～花園町、高松市林町～三谷町
県道岡田善通寺線	善通寺市生野町、琴平町上櫛梨～善通寺市大麻町

路 線 名	区 間
県道善通寺詫間線	善通寺市善通寺町～仙遊町
県道観音寺善通寺線	観音寺市栄町～坂本町、観音寺市駅通町～三架橋町
県道津田引田線	さぬき市津田町鶴羽
県道三本松停車場線	東かがわ市三本松
県道大串志度線	さぬき市志度
県道富田西鴨庄線	さぬき市寒川町神前
県道石田東志度線	さぬき市寒川町神前～寒川町石田東
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～六条町
県道牟礼中新線	高松市花園町～木太町
県道高松東港線	高松市松島町～福岡町
県道高松港栗林公園線	高松市桜町～藤塚町
県道高松停車場栗林公園線	高松市番町
県道鴨川停車場五色台線	高松市亀水町～生島町
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮、高松市国分寺町
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町滝宮
県道炭所東琴平線	まんのう町四條～琴平町五條、まんのう町炭所西
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西
県道丸亀港線	丸亀市風袋町～港町
県道丸亀停車場線	丸亀市浜町～大手町
県道原田琴平線	琴平町榎井
県道琴平停車場琴平公園線	琴平町榎井
県道大麻琴平買田線	善通寺市大麻町～琴平町
県道善通寺停車場線	善通寺市文京町
県道西白方善通寺線	善通寺市生野町
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町
県道宮尾高瀬線	三豊市高瀬町
県道詫間仁尾線	三豊市詫間町～仁尾町仁尾
県道黒渕本大線	観音寺市本大町～植田町
県道丸井萩原豊浜線	観音寺市大野原町
県道福田原観音寺線	観音寺市大野原町
県道先林姫浜線	観音寺市豊浜町
県道北風戸積浦線	直島町（全線）
県道豊中仁尾線	三豊市豊中町比地大～仁尾町仁尾
県道高松志度線	高松市室町～さぬき市志度
県道高松香川線	高松市仏生山町
臨港道路玉藻 1 号線	高松市サンポート
臨港道路 G 地区 1 号線	高松市朝日町
臨海道路 F 地区 1 号線	高松市朝日町
郷東公共施設団地内道路	高松市郷東町
市道高松駅北線	高松市サンポート
市道浜ノ町錦町線	高松市サンポート
市道香西東臨港線	高松市鬼無町～香西南町

路 線 名	区 間
市道木太鬼無線	高松市鬼無町～鶴市町
市道香西郷東線	高松市郷東町
市道香東川西堤防 4 号線	高松市郷東町
市道郷東町 22 号線	高松市郷東町
市道香西 5 号線	高松市香西南町
市道桜町 3 号線	高松市桜町（全線）
市道桜町 5 号線	高松市桜町（全線）
市道栗林公園東線	高松市室新町
市道松島町 7 号線	高松市松島町
市道片原町沖松島線	高松市松島町
市道松島上福岡線	高松市上福岡町～松島町
市道生島神在川窪 2 号線	高松市生島町
市道生島土地区画整理 1 号線	高松市生島町（全線）
市道上福岡多肥下町線	高松市多肥下町～上福岡町（全線）
市道多肥上町 19 号線	高松市多肥下町～多肥上町
市道五番町西宝線	高松市番町
市道仏生山円座線	高松市仏生山町
市道田井役戸線	高松市牟礼町
市道落合田井線	高松市牟礼町
市道橘・中新名線	高松市国分寺町
市道東山崎亀田線	高松市東山崎町
市道本山前田線	高松市東山崎町
市道城東町南北 2 号線	丸亀市城東町
市道大手町南北 1 号線	丸亀市大手町
市道土器線	丸亀市土器町
市道土居町南北 6 号線	丸亀市土居町
市道坂出貨物駅前線	坂出市久米町、坂出市室町
市道東大浜 26 号線	坂出市久米町
市道川崎町 2 号線	坂出市川崎町
市道坂出港海岸線	坂出市入船町
市道府中ダム東 1 号線	坂出市府中町
市道番の州町線	坂出市番の州町
市道西埋立地 3 号線	坂出市築港町
市道生野線	善通寺市生野町
市道大門通り線	善通寺市南町
市道坂本 1 号線	観音寺市坂本町
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～駅通町
市道下組本村線	観音寺市大野原町
市道観音寺大野原線	観音寺市大野原町
市道丸井福田原線	観音寺市大野原町
市道芝原東線	観音寺市豊浜町
市道昭和富田西線	さぬき市寒川町石田東、さぬき市長尾東
市道江の口線	さぬき市志度

路 線 名	区 間
市道志度港 1 号線	さぬき市志度
市道新造田滝/宮線	さぬき市長尾東
市道鵜部臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道西町・東町線	さぬき市津田町鶴羽
市道東代臨港線	さぬき市津田町鶴羽
市道東町 1 号線	さぬき市津田町鶴羽
市道ファクトリーパーク長尾幹線	さぬき市昭和
市道ファクトリーパーク長尾 2 号線	さぬき市昭和
市道中央公園伊座線	東かがわ市帰来
市道田高田帰来線	東かがわ市帰来
市道加茂長池線	三豊市高瀬町
町道掛条線	土庄町
町道西古浜線	土庄町
町道東元浜海岸 2 号線	土庄町
町道学校東線	小豆島町池田
町道片城埋立 10 号線	小豆島町片城
町道片城埋立 8 号線	小豆島町片城
町道高松東ファクトリーパーク 1 号線	三木町井上
町道中谷線	三木町井上
町道北地中谷線	三木町井上
町道馬場中谷線	三木町井上
町道池戸井戸線	三木町平木
町道番/州線	宇多津町吉田
町道番/州北第 3 号線	宇多津町吉田
町道宇多津港線	宇多津町浜三番丁
町道苗田櫛梨線	琴平町下櫛梨
町道北山 1 号線	琴平町下櫛梨
町道国鉄駅東 1 号線	琴平町五條
町道 335 号線	多度津町栄町
町道 111 号線	多度津町西白方～東白方
町道 8 号線	多度津町東白方
町道 262-1 号線	多度津町東白方～青木
町道 20 号線	多度津町桜川 2 丁目
町道 206 号線	多度津町寿町
町道 255 号線	多度津町寿町

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第 2 次輸送確保路線と同等扱いとする。
(高松港(朝日地区の②)、宮浦港)

【第 3 次輸送確保路線】

路 線 名	区 間
国道 377 号	東かがわ市西山～三木町奥山
県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和
県道丸亀三好線	丸亀市柞原町～善通寺市与北町

路 線 名	区 間
県道三木国分寺線	高松市十川西町～三谷町、高松市三名町～国分寺町新居
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田（全線）
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道善通寺大野原線	善通寺市南町 2 丁目～三豊市高瀬町下麻、三豊市高瀬町佐股～観音寺市本大町
県道土庄福田線	土庄町淵崎～小豆島町福田
県道白鳥引田線	東かがわ市西山～引田
県道長尾丸亀線	まんのう町羽間～長尾
県道まんのう善通寺線	まんのう町四條～善通寺市与北町
県道黒渕本大線	観音寺市柞田町～植田町
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上
市道木太鬼無線	高松市鶴市町～東ハゼ町
市道観音寺大野原線	観音寺市柞田町
市道観音寺大野原豊浜線	観音寺市柞田町

【防災機能強化港】

港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
高 松 港	重要港湾	香 川 県	朝 日 地 区	①→臨港道路 F 地区 7 号線→臨港道路朝日町本線→市道高松海岸線 ②→臨港道路 F 地区 21 号線→臨港道路 F 地区 2 号線→臨港道路 B 地区 2 号線外→市道高松海岸線
			朝日 C 地区	→臨港道路 C 地区 14 号線→県道高松東港線→高松海岸線 2 号線
坂 出 港	〃	坂 出 市	西ふ頭地区	→県道瀬居坂出港線→さぬき浜街道
三 本 松 港	地方港湾	香 川 県	三本松地区	→9 号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道 11 号
津 田 港	〃	〃	津 田 地 区	→津田港臨港道路→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→国道 11 号
坂 手 港	〃	〃	坂 手 地 区	→坂手港臨港道路→坂手港線
土 庄 港	〃	〃	大木戸地区	→臨港道路大木戸臨港 1 号線→臨港道路大木戸臨港 2 号線→国道 436 号
宮 浦 港	〃	〃	宮 浦 地 区	→宮浦臨港道路→県道北風戸積浦線
丸 亀 港	〃	〃	本 港 地 区	→市道西平山港町線→市道港町区画 5 号線→さぬき浜街道
詫 間 港	〃	〃	経 面 地 区	→臨港道路経面 4 号臨港線→臨港道路経面 3 号臨港線→県道詫間仁尾線
観 音 寺 港	〃	〃	観 音 寺 地 区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

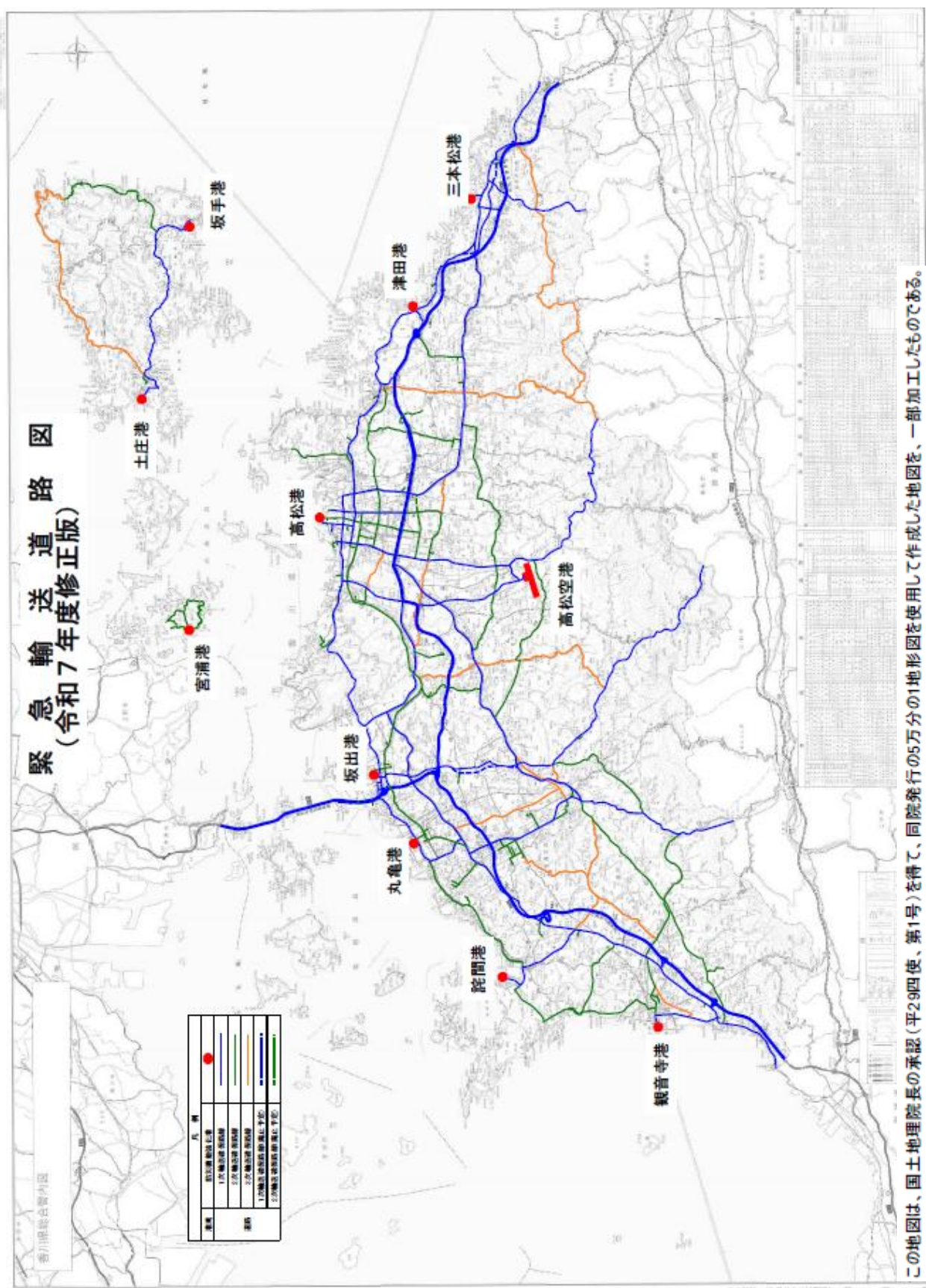
【空港】

名 称	種 別	管 理 者
高 松 空 港	拠 点 空 港 （ 国 管 理 空 港 ）	高 松 空 港 （ 株 ）

〔参考資料〕

- 2－3 1 災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定
- 2－3 2 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定
- 2－3 3 災害時における交通誘導業務に関する協定・同細目協定
- 2－11 7 大規模災害発生時の道路啓開に関する協定
- 1 3－ 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書
- 1 3－ 3 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 1 3－ 6 民間物資拠点一覧

【緊急輸送路図】



第 1 2 節 避難体制整備計画

地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、教育委員会）、市町 〕

1 指定緊急避難場所の指定、整備

市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

市町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とするよう努める。

なお、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。

県及び市町は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

2 指定避難所の指定、整備

- (1) 市町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性及び想定される地震の規模や特性に応じ、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

市町は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

市町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所

を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション
- ・ 非常用電源、ガス設備
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器
- ・ 暑さ・寒さ対策に必要な冷暖房設備
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

(4) 市町は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

(5) 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(6) 市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、市町は必要に応じて県に対し、協定・届出避難所として位置付けられた避難所の情報を提供する。

(7) 市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難路の選定等

市町は、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

4 指定緊急避難場所等の明示

市町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

県及び市町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難指示の発令基準等の策定

- (1) 市町は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難指示を発令する基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。県は、市町に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- (2) 市町は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 避難に関する広報

- (1) 市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。
- (2) 市町は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難指示については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市町は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。
- (4) 市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

7 避難計画の策定

市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、市町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あ

らかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進し、県はこれを支援する。

市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時においては、自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成

市町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に進められるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努めるものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルまたは避難所運営のために実施が必要な項目を列挙したタイムラインの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等の普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

10 要配慮者への対応

市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

11 帰宅困難者への対応

県及び市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒への対応

県及び市町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関す

るルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

13 孤立地域への対応

市町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

14 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

[参考資料]

- 2－23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書
- 2－24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
- 8－ 1 香川県防災情報システム
- 14－ 1 指定緊急避難場所一覧
- 14－ 2 指定避難所一覧

第 1 3 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

（ 主な実施機関
県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、
市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部 ）

1 物資の備蓄

- （1） 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- （2） 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- （3） 県及び市町は、新物資システム（B－P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B－P L o）の研修や訓練の実施に努めるものとする。

2 食料等の確保

- （1） 県及び市町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- （2） 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- （3） 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 飲料水の確保

- (1) 水道事業者は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (2) 県及び市町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

4 生活物資の確保

県及び市町は、地震被害想定調査に基づき、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

5 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

6 物資の集積拠点の指定

- (1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	総合コンベンション 施設	香川県高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者(設置者)名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	トラック	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	(株)朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	(株)朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの 里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6
14	高松市	道の駅「源平の里む れ」	道の駅	高松市牟礼町原 631-7
15	香川県	あなぶきアリーナ香 川	その他	高松市サンポート
16	(株)ムロオ	高松支店 坂出番の 州ターミナル	倉庫	坂出市番の州町 18-5
17	(株)エフエーエス	三野倉庫	倉庫	三豊市三野町大見字雁股甲 1610- 1
18	シモハナ物流(株)	善通寺第二営業所	倉庫	善通寺市生野町字原 383-1
19	佐川急便(株)	高松営業所	トラック	高松市朝日町 4-10-22
20	東洋物産(株)	二条大麦定温検疫倉 庫	倉庫	坂出市築港町 2-310-112

〔参考資料〕

- 2-37 米穀の調達に関する協定書
- 2-38 災害発生時における食料の調達に関する協定書
- 2-39 災害時における麺類の調達等に関する協定書
- 2-40 災害時における飲料水の調達に関する協定書
- 2-41 災害時における衛生用品の調達に関する協定書
- 2-44 生活必需物資の調達に関する協定書
- 2-45 災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書

- 2-46 災害救助物資の供給等に関する協定書
- 2-47 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書
- 2-48 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-49 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-50 災害時における生活必需物資等の調達等に関する協定書
- 2-51 災害発生時における飲料水の調達に関する協定書
- 2-52 災害時における段ボール製品の調達に関する協定書
- 2-53 災害時における物資の優先供給に関する協定書
- 2-54 災害発生時における物資供給に関する協定
- 2-55 災害時における物資の調達等に関する協定書
- 2-56 災害時における物資供給に関する協定
- 2-57 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書
- 2-58 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書
- 2-59 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-60 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-61 災害時における物資供給に関する協定書
- 11-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 11-2 生活必需物資等の備蓄状況
- 11-3 生活必需物資等の調達方法
- 11-4 緊急物資の備蓄マニュアル

第 1 4 節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関
県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

（1）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、各市町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（3）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（4）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（5）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を

確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

第15節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関
県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推進課）、 市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、 香川県災害中間支援組織

1 連携体制の強化

- (1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の強化に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う香川県災害中間支援組織及び香川県災害ボランティア支援センターを設置・運営する者（県社会福祉協議会等）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。
- (3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。
- (4) 県は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）〕と連携し、情報共有や訓練・研修等を通じて、災害時における官民連携体制の強化を図るものとする。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 県及び市町は、関係団体との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 県及び市町は、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、県内各市町において必要な研修、訓練を行う。

第16節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関
県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、空港振興課）、市町

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 県は、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、市町が被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ・ 利用者及び従事者等に対して避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - ・ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ・ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導等を行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。
- (2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。
- (3) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人

の同意又は当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (4) 市町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (5) 市町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。
- (6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (7) 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- (9) 難病患者への対応のため、県は、市町との連携を図る。また、県及び市町は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。
- (10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

3 福祉避難所の指定等

- (1) 市町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケア

を必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- (2) 市町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- (3) 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 外国人の対策

- (1) 市町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 県及び市町は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 県は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、通訳ボランティアや外国人防災リーダー等の確保を図る。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-94 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人福祉施設協議会）
- 2-95 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（香川県老人保健施設協議会）

第 17 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、震災時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、河川砂防課）、市町、防災関係機関 〕

1 防災訓練の実施

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定して防災訓練を、少なくとも年 1 回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

- (2) 県は、市町が実施する自主防災組織等の参加を得て行う訓練等に対して、必要な助言と指導を行うものとする。

2 総合訓練

県及び市町は、大規模な震災を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ・ 情報の収集・伝達、災害広報、偵察、警戒区域の設定
- ・ 水防、消防、救出・救助、避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ・ ライフライン応急復旧、道路啓開、警備、交通規制、救援物資及び緊急物資輸送
- ・ 緊急地震速報への対応

3 災害対策本部設置運営訓練

県及び市町は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

4 図上訓練

県及び市町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

5 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。

- (2) 県及び市町は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

6 非常通信連絡訓練

県、市町及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

7 非常招集訓練

県、市町及び防災関係機関は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

8 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

9 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えた広域的な防災訓練を行う。

また、緊急消防援助隊の充実強化を推進するため、市町と連携し、連絡体制の強化に努めるとともに、広域的・実践的な訓練に積極的に参加する。

第18節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関
県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、
警察本部、市町、防災関係機関

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、県及び市町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

- (1) 県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。

さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車の運転者等に対する自動車運行の自粛等防災上とすべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における津波危険予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 各地域における指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ・ 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

4 学校における防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、県及び市町は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（2）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転者等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者等がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模事業者は、上記の取組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全の確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。
- (4) 市町及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。
また、県及び市町は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討するものとする。
- (5) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

8 災害情報の提供等

市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

9 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

[参考資料]

第1章第3節 香川県の主な地震被害

6－9 気象庁震度階級関連解説表

第 19 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課）、市町 〕

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、県はこれを支援する。

また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

- (2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- ・ 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ・ 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

- (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

- 〔 平時から
の活動 〕
- ・ 平時からの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③ 避難情報の基準、災害対応における市町との役割分担等についての市町との協議
 - ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
 - ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
 - ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
 - ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検

- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握
- 〔災害時の活動〕
 - ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
 - ・ 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
 - ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、指定避難所の運営に対する協力等

2 事業所の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

県及び市町は、こうした事業所等と自主防災組織の協力連携を進めるため、地域防災協定の締結を促進するものとする。

3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

〔参考資料〕

17－11 自主防災組織の現況

第20節 被災動物の救護体制整備計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等の的確（スムーズ）に実施できるよう、平時から市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

主な実施機関
〔 県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、市町、
中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等 〕

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

3 指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市町は、指定避難所での混乱を避けるため、また被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。

また、県は、平時から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

[参考資料]

2-102 災害時における被災動物の救護活動に関する協定書

2-103 災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定書

第21節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、観光振興課、空港振興課）、市町 〕

1 県民への啓発

県及び市町は、県民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

県及び市町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 指定避難所等の提供

市町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

県及び市町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

県及び市町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

県及び市町は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

（１） 県及び市町は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、指定避難所等についての広報を

行うよう努めるものとする。

- (2) 市町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

県は、市町の上記施策の実施を支援するものとする。

- (3) 県及び市町は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

[参考資料]

- 2-23 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書
- 2-24 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

第22節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定等の推進を図る。特に、県及び市町においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

〔 主な実施機関
県（危機管理課、経営支援課、技術企画課、病院局県立病院課）、市町 〕

1 県の業務継続計画

- (1) 県は、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するため、あらかじめ非常時優先業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。
- (2) 県は、本庁（警察本部を除く）及び防災拠点施設を対象に、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」及び「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を策定している。今後は、その他の業務継続計画の策定を必要とする施設についても計画の策定に取り組むものとする。

2 市町の業務継続計画

市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めるものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

3 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、県及び市町は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定及び実効性の確保を推進するよう働きかけるものとする。

4 地域継続計画の推奨

県は、香川大学、国、市町、民間企業及びその他団体等と連携し、大規模かつ広域的な災害発生時においても、地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定・検討及びその普及について、積極的に推進するよう努めるものとする。

〔参考資料〕

- 17-15 香川県庁業務継続計画（震災対策編）
- 17-16 香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）